

# 指定訪問介護事業

## 契約書

様（以下、「お客様」とします）と株式会社べるびゅー大栄（以下、「べるびゅー大栄」とします）は、べるびゅー大栄がお客様に対して行う訪問介護サービスについて、次のとおり契約（以下、「本契約」とします）を締結します。

### 第1条（契約期間）

- 本契約の契約期間は、令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から、お客様の要介護認定または要支援認定（以下、「要介護認定等」とします）の有効期間の満了日（令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日）までとします。
- 契約の満了日の7日前までに、お客様からべるびゅー大栄に対して、書面「契約終了・解約申込書」による契約終了の申し出がない場合は契約は自動更新されるものとし、その後も同様とします。

### 第2条（契約終了）

- 次のいずれかの事由に該当する場合、本契約は終了します。
  - 第1条第2項の規定により、お客様から契約終了の意思表示がなされた時
  - 第3条第1項の規定により、お客様から契約解除の意思表示がなされた時
  - 第3条第2項の規定により、お客様から契約解除の意思表示がなされた時
  - 第4条第1項の規定により、べるびゅー大栄から契約解除の意思表示がなされた時
  - 第4条第2項の規定により、べるびゅー大栄から契約解除の意思表示がなされた時
  - 第4条第3項の規定により、べるびゅー大栄から契約解除の意思表示がなされた時
  - 第4条第4項の規定により、べるびゅー大栄から契約解除の意思表示がなされた時
- 次のいずれかの事由に該当する場合、本契約は自動的に終了します。
  - お客様の要介護認定区分が自立と判定された場合
  - お客様が死亡された場合
- 本条第1項及び第2項の場合においても、お客様は既に実施した訪問介護サービスについては、所定のサービス利用料金をべるびゅー大栄に支払うものとします。

### 第3条（お客様の解除権）

- お客様は、本契約に定める訪問介護サービスが不要になった場合には、契約の有効期間中であっても本契約を解除することができます。この場合は、本契約の解約希望日の7日前までに、書面（「契約終了・解除申込書」）によりべるびゅー大栄に通知するものとします。
- お客様は、べるびゅー大栄が以下の事由に該当する場合、ただちに本契約を解除することができます。
  - 不法行為を行った場合
  - 第11条の守秘義務に違反した場合
  - 正当な理由がなくサービスの提供を拒否した場合
  - 破産した場合
  - 上記各号の他、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

### 第4条（べるびゅー大栄の解除権）

べるびゅー大栄は、次の場合、お客様またはそのご家族等の介護者に説明を行うことにより、本契約を解除することができます。

- やむを得ない事情があり、お客様に対して契約解約日の1カ月前までに理由を記した文書を交付した場合。
- お客様によるサービス利用料金の支払いが2カ月以上滞納し、1カ月以上の期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- お客様またはそのご家族等の介護者が、べるびゅー大栄のサービス従業者の生命、身体、財産及び名誉を傷つけるなど、その人権を侵害した事により、本契約を継続し難い事情が認められる場合。
- お客様またはそのご家族等の介護者と、べるびゅー大栄との信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供を継続できないと判断できる場合。

## 第5条（利用料金）

- 1 お客様は、べるびゅー大栄に対して、「訪問介護サービス重要事項説明書」に定める所定の料金体系に基づいて計算されたサービス利用料金を支払うものとします。
- 2 本契約に基づく訪問介護サービスの利用について、公的介護保険の適用がある場合には、前項のサービス利用料金から保険給付金額を差し引いた利用者負担金を支払うものとします。  
但し、お客様が要介護認定等を受けていない場合、または居宅サービス計画が作成されていない場合など、公的介護保険法に定める「償還払い」の取り扱いになる場合には、お客様はサービス利用料金全額を支払うものとします。  
(べるびゅー大栄から「サービス提供証明書」を発行しますので、要介護認定等を受けた後、または居宅サービス計画作成後に、利用者負担金を除く金額について払い戻しを受けてください。)
- 3 サービス利用料金は、利用実績に基づいて1カ月ごとに計算し、お客様はこれをべるびゅー大栄が指定する方法により支払うものとします。
- 4 べるびゅー大栄の料金体系は、国が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。
- 5 国が定める介護給付費（介護報酬）の改定があった場合、べるびゅー大栄の料金体系は、国が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。

## 第6条（訪問介護サービス計画）

- 1 べるびゅー大栄は、居宅サービス計画に基づいて提供する訪問介護サービス計画及びその利用料金の見積もりが記載された「訪問介護サービス利用票」をお客様に交付する事により、その内容についてお客様に同意を得るものとします。
- 2 居宅サービス計画の変更に伴い訪問介護サービス計画が変更になる場合、べるびゅー大栄は、新たに「訪問介護サービス利用票」をお客様に交付し、その内容について同意を得るものとします。
- 3 訪問介護サービス計画の変更が軽微で一過性のものである時は、お客様に承諾をいただいた上で、「訪問介護サービス利用票」の交付をしない場合があります。
- 4 訪問介護サービス計画の内容を変更すべきであると認められた場合、べるびゅー大栄は、お客様またはそのご家族等の介護者に確認をした上で、居宅介護支援事業者に対して居宅サービス計画の変更を申請するものとします。

## 第7条（お客様の医療機関等への入院または介護保険施設等への入所）

お客様が、医療機関等へ入院または介護保険施設へ入所された場合、べるびゅー大栄はお客様が退院または退所された後にサービスの提供が再開できるよう努めるものとします。  
但し、入院または入所期間等によっては、退院または退所後のサービスの提供が再開できず、契約を終了する場合があります。この場合、べるびゅー大栄はお客様がサービスを確保できるよう紹介等の便宜を図るものとします。

## 第8条（キャンセル）

お客様は、「訪問介護サービス重要事項説明書」に定めるところによりサービスの利用をキャンセルすることができます。

## 第9条（サービス提供の記録）

- 1 べるびゅー大栄は、指定訪問介護サービスの提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約の終了後3年間保管します。
- 2 お客様は、べるびゅー大栄の営業時間内にその事業所にて、お客様に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できるとともに、その複写物の交付を受けることができます。
- 3 べるびゅー大栄は、お客様に訪問介護サービスを提供した際、その都度「サービス実施報告書」に記録をつけることとともにご確認をいただき、その控えをお客様にお渡しするものとします。

#### 第10条（守秘義務）

- 1 べるびゅー大栄及びサービス従業者は、訪問介護サービスを提供する上で知り得たお客様及びそのご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 べるびゅー大栄は、お客様の介護上その必要があり、お客様に係る居宅介護支援事業者との連携を図るなど、正当な理由によりお客様またはそのご家族等の個人情報を用いる場合には、本契約において同意を得るものとします。
- 3 お客様は、お客様の介護上その必要があり、べるびゅー大栄がお客様に係る居宅介護支援事業者との連携を図るなど、正当な理由によりお客様またはそのご家族等の個人情報を用いることについては、本契約において同意するものとします。

#### 第11条（天災等不可抗力）

- 1 本契約の有効期間中、天災その他べるびゅー大栄の責に帰すべからざる事由により訪問介護サービスの実施ができなくなった場合には、べるびゅー大栄はお客様に対して訪問介護サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合においても、お客様は既に実施した訪問介護サービスについては、所定のサービス利用料金をべるびゅー大栄に支払うものとします。

#### 第12条（その他留意事項）

- 1 お客様及びそのご家族等の介護者は、本契約で定められた以外の業務をサービス従業者に依頼することはできません。
- 2 訪問介護サービスの実施に関する指示、命令は、全てべるびゅー大栄が行います。但し、べるびゅー大栄は訪問介護サービスの実施にあたって、お客様及びそのご家族等の介護者の事情及び意向に十分配慮するものとします。
- 3 お客様及びそのご家族等の介護者は、お客様の居宅において訪問介護サービスを実施するために必要な電気、水道、ガス、電話等の使用を、サービス従業者に無償で許可するものとします。

#### 第13条（賠償責任）

- 1 べるびゅー大栄は、訪問介護サービスの提供に伴って、べるびゅー大栄の責めに帰すべき事由によりお客様またはそのご家族等の介護者の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。
- 2 お客様またはそのご家族等の介護者は、お客様またはそのご家族等の介護者の責めに帰すべき事由により、べるびゅー大栄のサービス従業者の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合は、その損害賠償を請求される場合があります。

#### 第14条（協議事項）

本契約に疑義が生じた場合、または本契約に定められていない事項が生じた場合には、お客様またはそのご家族等の介護者及びべるびゅー大栄は、誠意をもって協議の上その解決に努めるものとします。

#### 第15条（第三者機関の仲介）

お客様またはそのご家族等の介護者及びべるびゅー大栄双方の協議によっても解決が困難な事態が生じた場合には、お客様またはそのご家族等の介護者及びべるびゅー大栄は、行政等の第三者機関を仲介させ、誠意をもってその解決に努めるものとします。

本契約を証するため本書を2通作成し、べるびゅー大栄、お客様（またはその代理人）は、記名捺印の上、各1通を保管するものとします。

なお、お客様（またはその代理人）は、本契約の締結にあたっては、べるびゅー大栄から訪問介護サービスに関する「重要事項説明書」の説明を受けました。また、第10条3項の個人情報利用に関する件についても同意いたしました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 鳥取県東伯郡北栄町六尾2005

事業者名 株式会社 べるびゅー大栄

管理者 砂原 丸美 印

お客様 住 所 \_\_\_\_\_.

氏 名 \_\_\_\_\_印

代理人 住 所 \_\_\_\_\_.

氏 名 \_\_\_\_\_印

立会人または署名代行人 (該当するものにチェック)

住 所 \_\_\_\_\_.

氏 名 \_\_\_\_\_.